

**～プラスチック類編～** (4分55秒～8分00秒)

片付けのあと、D先輩の家にみんなで泊まることになり、プラスチック類(プラスチック製の「容器」と「包装」・プラスチック製品)の捨て方について学ぶ場面

D: 片付けありがとう! 夜も遅くなってきたし、片付けが終わったら、今日はもう休もうか。

B: そうですね。(ごみ袋2種類を持って残りのごみを片付けを始める)  
プラスチック容器は資源ごみの袋、コンビニの袋はプラスチックと同じ、レシートや野菜くずも燃やすごみ、フォークはプラスチック? 燃やすごみ? ん? 分からなくなってきた。。

D: (Bの分別している様子を見ながら) 惜しい!! プラスチックについては、令和5年4月に出し方のルールが変わったんだ!

B: え? ルールが変わった、ってどういうことですか??

**【解説 (ナレーション)】 (5分39秒～7分47秒)**

プラスチック製の「容器」と「包装」及びプラスチック製品の正しい出し方を確認しましょう。

食品汚れや土砂汚れなどは、汚れを拭き取るか、軽く水洗いするなどして、汚れを取り除いてください。汚れがひどくて取れないものは、燃やすごみで出してください。

京都市では、令和5年4月からプラスチック製品の分別回収をスタートしました。

プラスチック製のスプーンやフォーク、ストロー、歯ブラシ、洗濯ばさみ、衣装用ハンガーなどは、令和5年3月までは、「燃やすごみ」でしたが、令和5年4月からは出し方が変わりました。

これらのプラスチック製品は、トレイ類、ボトル類、袋類、カップ類、キャップ類、緩衝材などの「プラスチック製の「容器」と「包装」と一緒に資源ごみの袋に入れて、「プラスチック類」として出してください。

市の収集の場合は、袋は透明の資源ごみ用指定ごみ袋を使います。

缶・びん・ペットボトルも同じ資源ごみ用の指定袋を使いますが、缶・びん・ペットボトルと同じ袋に入れず、別の袋に入れて出してください。

最後に、携帯扇風機、電子たばこ、ゲーム機、スマートフォンなどのリチウムイオン電池をはじめとする充電池を内蔵した製品は、火災の原因となるので、資源ごみや燃やすごみでは絶対に出さないでください。

B:プラスチック類として回収できないものも覚えておかないといけませんね。

D:そうだよ!みんな、正しい分別の仕方が分かってきたようでうれしいよ!!